

みなと大通り公園イルミネーション設置業務委託契約に係る企画提案競技実施要領

1 開催概要

冬季における滞在型観光の推進と宿泊観光客の増加を図るため、「みなと大通り公園イルミネーション」を実施する。

- (1) 開催場所 みなと大通り公園（鹿児島市易居町）
- (2) 開催期間 令和8年12月1日（火）～令和9年1月31日（日）（予定）
- (3) 点灯時間 18時～22時

2 業務の概要

- (1) 業務名称

みなと大通り公園イルミネーション設置業務委託

- (2) 業務内容

平成4年度から実施しているみなと大通り公園イルミネーションについて、魅力的なデザイン及び演出によりイルミネーション等を実施することで、冬季における滞在型観光の推進と宿泊観光客の増加を図る

- (3) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月15日（月）まで
- (4) 提案上限額

7,700千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 資格要件等

次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) この企画提案競技に参加できる者は、1業者が参加する場合にあっては次に掲げるアからクまでの要件を満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては全ての構成員が次に掲げるアからキまでの要件を満たし、かつ、構成員のいずれかがクの要件を満たしていることとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

イ 本公告の日（以下「公告日」という。）現在において、鹿児島市内に事務所又は営業所を有すること。共同企業体にあっては、代表法人又は構成員のいずれかは鹿児島市内に事務所又は営業所を有すること。

ウ 公告日現在において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年5月28日制定）及び鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱（平成8年5月28日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

- エ 公告日以降において、会社更生法（平成14年法律第154条）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - オ 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
 - キ 公告日現在において、納期の到来している鹿児島市税（市外に主たる営業所等を有する者にあつては、主たる営業所等の所在地の市区町村税）を完納していること。
 - ク 過去5年間に於いて屋外におけるイルミネーション又はライトアップの演出並びにデザインの設計及び施工の実績を有していること。
- (2) 共同企業体で参加する場合、以下の点に留意すること。
- ア 代表法人を定め、代表法人が参加手続き、契約等を行い、契約の責を負うこと。
 - イ 単独で参加した法人が共同企業体の構成員になることはできない。
 - ウ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員になることはできない。
 - エ 参加申込書提出以降は、共同企業体の構成員の変更及び追加を行うことはできない。

4 業務内容

- (1) イルミネーションデザインの作成
- (2) イルミネーションの設置、保守及び撤去
- (3) その他自主提案事業

5 担当部署

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市観光交流局観光振興課
電話 099-216-1327
ファックス 099-216-1320
電子メール kanshin@city.kagoshima.lg.jp

6 委託業者の選定方式

本業務は、冬季における滞在型観光の推進と宿泊観光客の増加を図るため、総合的な企画力や創意工夫と専門的な知識や実績が求められることから、一定の資格要件を示した上で公募を行い、資格要件を備えた業者から提出された提案書を審査し、本業務に最も適した事業者を選定する「企画提案競技方式」により行う。

7 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

内 容	日 程
告示	令和8年 9月29日（火）
実施要領説明会	令和8年10月 1日（木）
参加申込書等提出期限	令和8年10月 9日（金）
企画提案書等提出期限	令和8年10月16日（金）
審査結果通知	令和8年10月26日（月）（予定）

8 実施要領説明会の開催要領

- (1) 日時 令和8年10月1日（木）
午前10時から午前11時（午前9時30分から受付開始）
- (2) 場所 鹿児島市役所みなと大通り別館3階 302会議室

9 参加申込要領

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案競技参加申込書（様式1又は様式2、様式2－2）
 - ② 誓約書（様式3又は様式3、様式3－2）
 - ③ 業務実績書（様式4）
 - ④ 本業務に係る実施体制について（様式5）
 - ⑤ 鹿児島市の市税（市外に主たる営業所等を有する者にあつては、当該営業所等の所在地において納期の到来している市区長村税）について未納の税額がないことの証明書（徴収猶予を受けている場合は猶予を受けていることが分かる証明書類）（3か月以内に発行されたもの。写し可。以下「市税について未納の税額がないことの証明書等」という）※共同事業体で参加する場合は、各構成員は(1)の①は提出を省略することができる。
- (2) 提出期間
令和8年10月5日（月）から10月9日（金）まで
- (3) 受付時間
午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）
- (4) 提出部数 正本：1部、副本1部
※副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。
- (5) 提出方法
直接持参、又は郵送の方法により提出しなければならない。なお、郵送の場合も提出期限までの必着とする。
- (6) 提出先 「5 担当部署」に同じ。

10 企画提案書等の提出要領

- (1) 提出書類
 - ① 提案内容確認表（様式6）
 - ② 企画提案書（任意様式）

ア 表紙、目次、本編で構成すること。

イ 表紙には「みなと大通り公園イルミネーション設置業務委託 企画提案書」と題名を記載すること。

ウ 本編は以下の項目についての企画提案を記載すること。

(ア) イルミネーションのテーマとその説明

(イ) イルミネーション配置図

(ウ) イルミネーション演出等内容説明書

(エ) 安全対策実施計画

(オ) その他、出店・イベントなどの自主提案内容説明書

③ 費用見積明細書（任意様式）

ア 企画提案書の内容に基づき、本業務に係るすべての経費を積算すること。

イ 下記の内訳項目について見積明細書に記載すること。

(ア) イルミネーションのデザイン・設営・保守点検・撤去に係る経費

(イ) 安全対策に係る経費

(ウ) 自主提案に係る経費

(エ) 各種手続き・書類作成等に係る経費及び諸経費

※提案上限額 7,700 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。

※見積書に記載する金額は値引後の金額を記載すること。

ウ 正本にのみ事業者名を記載すること。

※共同事業体で申請の場合、様式 3-2、市税について未納の税額がないことの証明書は共同事業体構成員の分も提出すること。

(2) 提出期限

令和 8 年 10 月 13 日（火）から同月 16 日（金）まで

(3) 受付時間

午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分まで（正午から午後 1 時までの時間を除く。）

(4) 提出部数 正本：1 部、副本 10 部

※正本にのみ事業者名を記載すること。

※副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

(5) 提出方法

直接持参、郵送又は宅配便の方法により提出しなければならない。なお、郵送又は宅配便の場合も提出期限までの必着とする。

(6) 提出先 「5 担当部署」に同じ。

1 1 業務仕様等

(1) イルミネーションデザインの作成及びイルミネーション等の調達

①イルミネーションデザインの作成	・大人から子どもまで楽しむことができるイルミネーションデザインとすること。 ・写真撮影スポットとなる、オブジェ等を設置すること。 ・デザインについては、本市が所有するLED電球等のイルミネーション機器を使用することも可とする。ただし、上限は10万球とする。 ※ 貸出可能な数量については、別紙「貸出可能イルミネーション機器一覧」参照。
②イルミネーションの球数	・電球はすべてLED電球とし、総数は、10万球以内とする。 ・市が所有するLED電球等及び購入・リースにより調達するLED電球及びLED照明機器の数量を提案内容確認表（様式6）に明記すること。

(2) 鹿児島市が所有するLED電球等の仕様

①LED電球の仕様	・LEDを挟んで両側からのケーブル引っ張り強度は50kg以上。 ・防水基準値は、LEDがIPX5、コネクタがIP67以上。 ・対候性については、LEDの内部構造にエポキシを使用し、素子をポリカケースで保護している。 ・耐荷重は、300kg以上。 ・PSE（電気用品安全法適合品）取得。
②LED照明機器の仕様	・IP66以上。 ・PSE（電気用品安全法適合品）取得。
③LED電球・LED照明機器の保管場所	北部清掃工場旧管理棟にて保管。 ※令和8年10月1日（木）までに申し出があれば、保管場所においてLED電球等の確認も可能とする。
④トラブル等の対応	市が所有するLED電球等を使用する場合、電球切れ等のトラブルについては、迅速に市へ報告すること。

(3) イルミネーション配置図等の作成

①イルミネーション配置図等の作成	・イルミネーション配置図を作成し、それぞれのLED電球数を明記すること。 ・歩行者の安全面を十分に配慮した計画とすること。 ・主なイルミネーション演出については、内容やデザイン等がわかるようイルミネーション演出等内容説明書を作成すること。 ・各イルミネーション演出の使用LED電球数を記載すること。
②会場設営図の作成	イルミネーション配置図を考慮した会場設営図を作成すること。
③工程表の作成	設置から撤去までの工程表を作成すること。

(4) イルミネーションの設置、保守及び撤去

①イルミネーションの設置・撤去時期	・イルミネーションの設置時期は、令和8年11月9日（月）からイベント開始日の前日まで、撤去時期については、イベント終了日の翌日から令和9年2月6日（土）までの予定とする。 ・市が所有するLED電球等を使用した場合、撤去完了後に数量報告書（点灯不可となったものを除く）を提出すること。 ※電気工事を伴う場合は、必要な資格者の配置を行うこと。
②使用電力	使用電力については、みなと大通り公園内の電源を使用することを想定している。（電気料金は市の負担）

(5) 会場及びその周辺の安全対策の実施

①安全対策の提案	・イベントの準備及び開催期間中における資材等の管理並びに来場者の安全確保に係る対策について提案すること。 ・本市が別途委託する、路上駐車対策の警備員と連携し、対策にあたること。
----------	---

(6) その他自主提案について

①イベント実施・連携	・提案上限額の範囲内において、イベント実施の提案を可とする。 ※イルミネーション実施期間中に当該エリア内で他のイベント等が予定される場合は、提案イベントとの調和を図り、運営上の支障が生じないように、必要に応じて内容を調整し実施すること。 例）地元団体による演奏、ダンスパフォーマンス、ワークショップ等
②ブース出展	・提案上限額の範囲内において、飲食・物販ブースの出店も可とする。

※イベント実施やブース出店については、下記文書に記載の内容を遵守すること

- ・イベントに係る芝生広場の使用について
- ・みなと大通り公園使用条件書

1 2 質疑応答

(1) 質問方法

当該企画提案競技に関して質問がある場合は、別紙の質疑応答書に質問内容を記載の上、令和8年10月2日（金）17：15までに、「5 担当部署」に電子メールで送付すること。

※電話など、口頭による質問には回答しない。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年10月6日（火）までに、質問者に電子メールで送付するとともに、ホームページにも掲載する。

1 3 受託候補者の選定方法

- (1) 企画書提出後、選定委員会（書類審査）で選定し、各提出業者にその結果を通知する。なお、評価点が同点の場合は、重要として定めた項目の評価点が高い者を上位とし、同項目の評価点も同点の場合は、選定委員会で協議のうえ決定する。
- (2) 選定委員会において、10(1)の内容に対し妥当性などの優劣を審査する。
- (3) 選定結果は、書面にて個別に通知する。なお、決定に対する異議は一切認めない。
- (4) 評価内容及び選定結果に対する問い合わせには一切応じない。

1 4 評価基準

(1) 企画提案の優位性

- ① 業務の目的を達成できるか。
- ② イルミネーション及びライトアップ等のデザインは、集客につながるテーマ性や仕掛けなどがあるか。
- ③ 会場及びその周辺の安全対策は十分に検討されているか。
- ④ 魅力的な自主提案がなされているか。
- ⑤ 費用見積明細書の内容はどうか。

(2) 企画提案の実現可能性

- ① 本業務に対する実施体制は十分か。
- ② 過去の受託実績等から業務遂行能力が認められるか。

1 5 随意契約について

- (1) 企画提案競技により受託候補者に選定された業者に随意契約により本業務を委託する。
- (2) 受託候補者は責任をもって受託することとし、業務の遂行にあたっては、鹿児島市と十分に協議して進めるものとする。
- (3) 選定された者が、契約の間までに資格要件を満たさないことが判明した場合又は業務の適正な履行が困難であると見込まれる場合は、契約の締結を行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

16 企画提案競技の延期等

企画提案審査を公正に執行することができない状態にあると認めたとき及び不慮の都合等により、当該企画提案競技を延期し、又はこれを中止することがある。

17 無効となる提案

提案が次に該当する場合には無効とする。

- (1) 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの。
- (2) 実施要領に違反している又は適合しないもの。
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) その他、審査や評価の公正性に影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの。

18 その他留意事項

- (1) 提出期限までに提出書類が届かなかった場合は、参加資格を失う。
- (2) 提出書類の作成及び提出など、企画提案競技に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 鹿児島市は提出された資料について、業者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 審査書類提出から契約締結までの間に、「3 参加資格要件」に該当しなくなった場合は、失格とする。